

# 社会福祉 あきた

NO.  
338  
2016.9.1



【写真】  
「鳥海高原(由利本荘市)」

特集

## P2 求められる社会福祉法改正への対応

- P5 「生活困窮者自立支援制度」の効果的推進に向けて
- P6 平成27年度秋田県社会福祉協議会事業報告及び決算
- P8 専門相談員による無料相談のご案内  
秋田県経営協からのお知らせ
- P9 職場紹介リレー  
介護の職場体験参加者募集のお知らせ
- P10 皆様の善意
- P12 シリーズ“こだわりの品”



ふれあいネットワーク

社会福祉  
法 人 秋田県社会福祉協議会  
<http://www.akitakenshakyō.or.jp>

特集

# 求められる社会福祉法改正への対応

今年4月1日に改正社会福祉法が施行され、平成29年4月には経営組織や財務への対応など、社会福祉法人にはさらなる対応が求められています。今回の特集では、制度改正への対応及び具体的に取組むべき内容について取り上げます。

去る7月28日・29日に開催された「市町村社会福祉協議会会長・事務局長合同会議」において、全国社会福祉協議会 渋谷 篤男 常務理事により、「社会福祉法人制度改革と社会福祉協議会の役割」をテーマに講演が行われました。ここでは、講演の概要のうち、社会福祉法人制度改革への対応について抜粋し報告します。

## はじめに

社会福祉制度法人改革によって、社



社会福祉法人全国社会福祉協議会  
常務理事 渋谷 篤男 氏

会福祉協議会（以下、「社協」）や施設経営法人の役割が変わるわけではなく、改めてその役割が問われている。このような情勢の中で、どのように取り組んでいけばよいかを考えたい。

かつては福祉関係者の間でも「地域福祉」はあまり理解されておらず、地域福祉という言葉を用いるのは社協くらいだったが、多くの人が「地域福祉」という言葉を用いるようになった。しかし社協が行う地域福祉がすべてかという点、そうではない。今や地域福祉の重要性が広く認識されてきており、制度の枠に収まりきれない問題への対応が打ち出されてきた。

## 社会福祉法人改革の概要

主な改革の柱である「経営組織のあり方の見直し」「運営の透明性の確保」

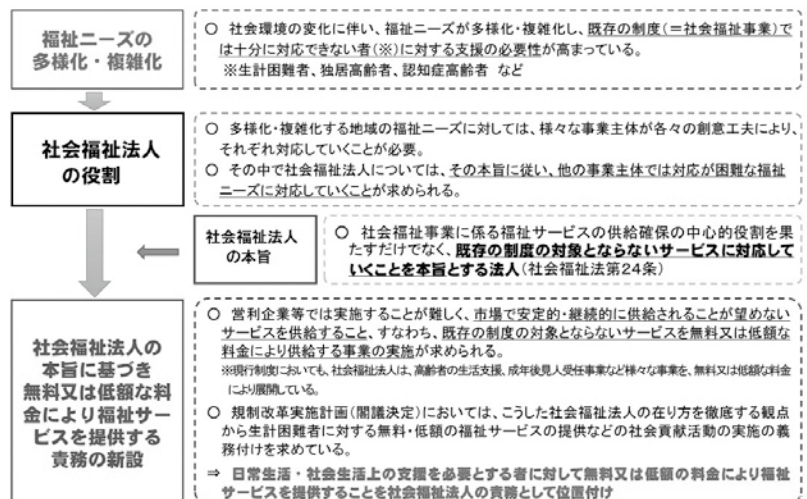
「適正かつ公正な支出管理」については、社会福祉法人の内部留保の問題から始まったことが背景にあるものの、余裕財産を管理するためだけではない。余裕財産の有無に関わらず、社会福祉法人が社会福祉法人らしく、公益的な活動を行うことが今一度求められている。改めて自らの組織を見直していただく必要があり、これは社協も例外ではない。

## 「地域における公益的な取組み」を実施する責務の考え方

今回の社会福祉法人改革で

は、地域における公益的な取組みについて、一歩踏み込んだものとなっており、「他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応していくことが求められる。」とされている（資料1参照）。社会福祉法人は社会福祉事業を行うというこれまでの概念に対し、「既存の制度の対象とならないサービスを行わない法人は社会福祉法人では

### 地域における公益的な取組を実施する責務の考え方



【資料1】厚生労働省資料

ない」と受け取れるこの表現は、発想の大転換ともいえる。また、社会福祉法人の「責務」という表現については、「義務」ではないため責務を果たさないことで罰せられるわけではないが、義務より軽いかといえそうではなく、本来的な役割を明記したこの言葉は、むしろ重いのではないか。





# 「生活困窮者自立支援制度」の効果的推進に向けて 第1回社協連絡会を開催

生活困窮者自立支援制度が始まって2年目に入りましたが、地域福祉を推進する社協として本事業を取り巻く状況の共通理解を図るための連絡会を、7月29日に秋田キャッスルホテルを会場に開催しました。(20社協・29名が参加)

なお、連絡会には、同日開催の「市町村社協会長・事務局長等合同会議」で講師を務められた全社協の渋谷篤男常務理事も同席され、助言をいただきました。

## 情報・意見交換した主な内容

受託社協からは、協議事項として、  
①対象者の把握にあたって民生委員との連携の仕方、②生活困窮に関する相談内容の区分とプラン作成、③支援終結のケースが少ない一方で増え続ける新規相談ケースへの対応、④日常生活自立支援事業以外で金銭管理が必要なケースへの対応、⑤相談支援員等の研修のあり方などが出され、また、未受託社協からは、⑥

支援調整会議のメンバー構成について質問が出されました。

## 目指すべき方向

これに対して、渋谷常務理事からは、①個人情報保護と民生委員活動の関係について共通理解を図る必要があること、②生活困窮こそ社協が本来対応すべき問題であること、③同じ支援を継続するのでなく、地域での対応など違う方法による支援も必要であること、④家計相談支援事業の活用や(自治体の了解等の問題はありますが)日常生活自立支援事業でポーターライン層を含めた対象拡大の可能性があること、⑤社協以外の機関を含めた情報(価値観やノウハウ)交流が重要であること、⑥メンバーが制度を越えた対応の意識を持ち、互いの事業(制度)に生かせるメリットを共有できる運営が望ましいことなど、助言をいただきました。  
このほか、総合相談・生活支援の仕組みを確立するうえで、コミュニ

ティソーシャルワーカー等による個別支援と地域支援の融合、柔軟に対応できる社会資源づくり、出口がなくとも寄り添う相談といった形をつくるとともに、その価値を社協以外の方々にも理解してもらうことが大事であるとの指摘がありました。

さらに、国の「ニッポン一億総活躍プラン」の中で、地域包括支援センター、社協、NPOなどが中心となり、住民が主体的に地域活動を把握して解決を試みる体制づくりを支援することが記されていること、介護保険制度と生活困窮者自立支援制度それぞれで見直し作業が開始されるが、ともに「地域福祉」を志向した検討の動きがあることを踏まえ、それを意識した制度運営に努めてい

ただきたいと述べて締め括りました。



(会議の様子)

## 平成28年熊本地震に対する 本会支援活動報告

本年4月に発生した「平成28年熊本地震」に際し、全国社会福祉協議会において、都道府県社会福祉協議会、各種別協議会との協働により、被災地支援活動が実施されました。

このうち、平成28年5月6日から生活福祉資金緊急小口資金の特例貸付が開始され、熊本県内の13市町村に対し、全国から延べ745名の社会福祉協議会職員が派遣されました。本県からは、二名の職員が熊本県熊本市南区において貸付事務を支援しました。

なお、このたびの熊本県における貸付決定は11,685件、金額は15億7,580万円でした。発災直後、貸付へのニーズが急激に高まるなかでは、被災地の社会福祉協議会だけで貸付業務を実施するのは困難であり、全国の「社協ネットワーク」が生かされる形で被災者を支えました。

平成  
27  
年度

# 秋田県社会福祉協議会 事業報告及び決算

## 多様な主体との協働による 生活支援の強化

○地域福祉推進の重点課題である①総合相談支援窓口の整備、②多職種横断的連携システムの構築、③制度外ニーズ対応システムの構築、④公私協働によるアウトリーチ体制の整備、⑤地域福祉を推進する専門職の養成と配置、⑥地域を基盤とした住民活動の支援体制の整備、を目的に「地域福祉再構築推進事業」に取り組み、社会福祉協議会（以下、「社協」）3カ所をモデル指定し、実地指導や連絡会での情報共有のほか、市町村行政、市町村社協、地域包括支援センター職員等を対象にしたセミナーを通じ全県的な普及啓発を図りました。

○町内会・自治会等において、地域の課題解決に住民が主体的に取り組む仕組みづくりを目指した「地域支え合いの仕組みづくりモデル事業」では、4社協をモデル指定し、現地支援等を通じて住民同士の学びの場、つくりなどに取り組みました。

○判断能力が十分でない高齢者や障害者などの福祉サービスの利用を支援し、権利を守る「地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）」は、相談受付5,415件と前年度より

772件増となっております。主な内訳は認知症高齢者関係が2,778件、知的障害者関係525件、精神障害者関係2,077件で、精神障害者関係が約2倍増となりました。

一方、実利用件数は336件と前年度より21件増ではあるものの、27年度末で利用待機者が86名おり、増加する利用ニーズに対応しきれない状況が課題となっております。

○低所得世帯等の生活基盤を支える制度の一つである「生活福祉資金貸付事業」の貸付件数は、総合・福祉・教育の3資金合わせて208件（前年度より34件減）で、教育支援資金が8件増えた一方、福祉資金の一つである緊急小口資金の36件減となっております。これは、有効求人倍率の上昇など雇用情勢の変化、市町村社協独自の小口資金の利用、生活困窮者自立支援制度による相談対応等が要因として考えられます。

一方、償還計画額に対する償還実績額を示す償還率は、全体で19.51%と前年度より0.45ポイント減ですが、滞納世帯の自宅訪問による現地償還指導を1,611件、初期滞納世帯への指導を237件行った結果、福祉資金等においては、前年度を上回る償還率の改善がみられました。

○地域福祉の推進を担う人材育成のため、コミュニケーションソーシャルワーカー養成研修を継続実施し、今年度末累計で215名が養成されました。

また、応用編修了者を対象にしたスキルアップ研修を2回開催し、延べ61名が受講し実践力の強化を図りました。

○ボランティア・市民活動の育成支援の一環として、「ボランティアサポート養成研修」を2社協と共催で実施するとともに、災害支援体制づくりとして、「災害ボランティアコーディネーター養成研修」を実施しました。更に、災害ボランティアの設置運営訓練を兼ねた「災害ボランティアコーディネーターフォローアップ研修」を北秋田市社協の協力で実施しました。更に、災害時における住民ボランティアの確保を目的にした研修を3社協と共催しました。今後は、災害ボランティアセンター設置運営マニュアル未策定の7社協への支援とともに、策定されたマニュアルの検証が課題とされています。

## 社会福祉事業者の経営基盤強化と 質の高いサービス提供

○福祉保健研修事業では、経験年数に基づく階層別研修や職域研修など、全18コース（23回／延べ開催日数40日）の研修を実施し、福祉保健従事者に求められる資質や専門性の向

上、相談・援助等の専門職として必要な知識・技術の習得を図りました。福祉保健人材確保事業では、「無料職業紹介」「人材確保」事業を通じ、社会福祉・介護の業務に従事するための相談・登録・紹介や資格取得方法などの就労支援を行いました。

本年度は、新たに「介護人材確保対策事業」を受託し、介護人材マネージャーが介護保険施設・事業所への訪問（延べ669施設・事業所等）を実施したほか、無資格・未経験者を対象とした基礎講習会及び雇用契約下での実務訓練、理学療法士や社会保険労務士等の専門アドバイザーの派遣、介護の仕事に関する総合的なWebサイトの開設など、介護人材の確保定着化の促進に努めました。

「福祉人材確保・定着化に関する委員会」では、各施設・事業所における雇用・就労環境の実態調査を行い、人材確保・人材育成・働きがいのある職場づくりを進めるための方策の検討や、人材の定着化を図る法人・事業所の積極的な取り組みを支援する方策のあり方を検討し、報告書としてまとめました。今後、様々な関係機関や団体等との協働・連携を図りながら、社会福祉・介護の人材確保や働きがいのある職場環境づくりなどについて具体化していく必要があります。

○「社会福祉法人・施設と社協との連携による地域貢献活動推進モデル事業」では、モデル指定した4社協に

において、社会福祉法人と協働で、長期不就労者の就労訓練、ひきこもり等の孤立解消、介護人材の確保等を目的にした取組みを進めています。

**生活福祉課題の解決に向けた機能強化**

○「地域福祉推進委員会」では、本県における様々な福祉課題について福祉団体等からの要望等を踏まえ、県に政策要望を行うとともに、県健康福祉部担当課長等との意見交換会では、課題の共有と解決に向けた共通認識を図りました。

○県民啓発・情報提供機能の充実については、本会ホームページや月2回（第2・4月曜日）のメールマガジン配信により迅速、かつ、的確な情報提供に努めました。

また、広報「社会福祉あきた」の年4回の定期発行のほか、国の平成28年度社会福祉関連予算等の動向等を「号外」として発行しました。

○秋田県社会福祉大会は、地域での自立生活支援をテーマに開催し、三種町社協における総合相談の実践報告や、経済的困窮等の状況に陥っても自立した生活を続けられる地域づくりに向けた講演を行い、関係者の理解と共通認識を図りました。子どもの貧困をテーマにした県民フォーラムでは、子どもの貧困についての現状と課題について共有するとともに、支援のあり方等について関係者の意識啓発に努めました。

**組織・経営の強化**

○法人運営では、本会会員及び会費のあり方について検討委員会を設置し、検討を行いました。社会福祉施設会費については平成4年以降見直ししていない状況にあったことから、社会福祉制度改正に伴う福祉サービス事業所の実態に合わせたサービス拠点の定員数による会費額とすること、市町村社協会費については人口減少により会費額も減少することから、平成27年度暫定会費を基準に約一割値上げするという検討委員会からの答申に基づき、今後の安定的な財源確保と運営基盤強化に向けた会費額とする規程の改正を行いました。

○自主財源確保では、火災共済や自動車共済をはじめ、がん保険や自動車リースの促進、常備薬の斡旋などを行い、事業収入は、前年度比で16%の増収となりました。

○社会福祉会館の管理・運営については、平成28年度以降も引き続き指定管理委託を受けるべく申請を行い、指定管理者として選定されました。

社会福祉会館の利用件数は前年度より92件多い1,553件、利用者数も54,102人と前年度より7,719人増加しました。利用料収入では、11,615,980円（目標達成率98%）と目標を若干下回る結果となったことから、引き続き、企業・団体等への訪問活動の拡大や強化を図り、新規利用の開拓に努めます。

**一般会計 貸借対照表**

平成28年3月31日現在

(単位:円)

(資産の部)		(負債の部)	
1.流動資産	555,401,204	1.流動負債	23,794,978
現金	0	未払費用	12,861,624
預金	551,459,975	預り金	1,318,414
未収金	3,825,739	仮受金	8,378
前払金	115,490	賞与引当金	9,606,562
		2.固定負債	150,589,820
		事業区分間長期借入金	4,252,324
		退職給付引当金	146,337,496
		負債の部合計	174,384,798
2.固定資産	605,809,262		
基本財産	3,000,000	(純資産の部)	
基本財産 特定預金	3,000,000	1.基本金	3,000,000
その他の固定資産	602,809,262	基本金	3,000,000
車両運搬費	3,555,196	2.基金	30,000,000
器具及び備品	1,186,314	災害ボランティア基金	30,000,000
収益事業会計元入金	4,126,166		
貸付事業資金貸付金	143,092,000	3.その他の積立金	269,500,000
返還対象貸付金	6,864,320	事業振興準備積立金	15,000,000
退職手当預け金	125,366,006	その他の積立金	254,500,000
長期預り金積立資産	19,260		
基金積立資産	235,000,000	4.次期繰越活動収支差額	684,325,668
事業振興準備積立金	53,500,000	前期繰越活動収支差額	684,325,668
災害ボランティア基金積立資産	30,000,000	(うち当期活動増減差額)	0
その他の固定資産	100,000	純資産の部合計	986,825,668
資産の部合計	1,161,210,466	負債及び純資産の部合計	1,161,210,466

**一般会計事業活動収支計算書**

(自)平成27年4月1日 (至)平成28年3月31日

(単位:円)

収入		支出	
科目	金額	科目	金額
会費収益	45,223,150	人件費	205,734,844
寄附金収益	6,585,657	事業費	156,034,137
補助金収益	448,046,000	事務費	12,092,100
共同募金配分金収益	9,300,000	分担金費用	1,437,000
助成金収益	1,837,400	助成金費用	6,988,710
受託金収益	152,863,705	負担金費用	2,577,000
事業収益	54,573,142	減価償却費用	726,032
負担金収益	21,471,284	その他の費用	36,980,922
その他の収益	29,510,062		
事業活動収益計(1)	769,410,400	サービス活動費用計(2)	422,570,745
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)			346,839,655
受取利息配当金収益	4,018,356		0
その他のサービス活動外収益	1,566,226		0
サービス活動外収益計(4)	5,584,582	サービス活動外費用計(5)	0
事業活動外収支差額(6)=(4)-(5)			5,584,582
經常収支差額(7)=(3)+(6)			352,424,237
生活福祉資金会計繰入金収益	657,270	事業区分間繰入金費用	3,981,163
事業区分間繰入金収益	1,953,943	拠点区分間繰入金費用	10,201,025
拠点区分間繰入金収益	10,396,425		
特別収益計(8)	13,007,638	特別支出計(9)	14,182,188
特別増減差額(10)=(8)-(9)			△1,174,550
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)			351,249,687
前期繰越活動増減差額(12)			333,075,981
当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)			684,325,668
次期繰越活動増減差額			684,325,668

# 専門相談員による無料相談のご案内

秋田県福祉施設経営指導センター

このようなお悩みは

「いや～ませんか？」

- \* 法人経営や施設運営について
- \* 労務管理について
- \* 会計・税務について
- \* 入所者処遇・契約等について
- \* 事故・苦情対応等について

◆相談日時及び相談方法について

## 一般相談

月曜日から金曜日

9時～17時

## 専門相談

各相談 月1回

10時～12時

秋田県福祉施設経営指導センターでは、社会福祉法人、社会福祉施設の経営・運営等における問題に対応できるように、常勤相談員による一般相談のほか、専門相談員（公認会計士・弁護士・社会保険労務士）による会計・法律・社会保険労務の各相談を月1回行っております。

会計・法律・社会保険労務に関する疑問や心配ごとがありましたら専門相談をご活用ください。  
なお、相談は無料で、秘密は厳守いたします。

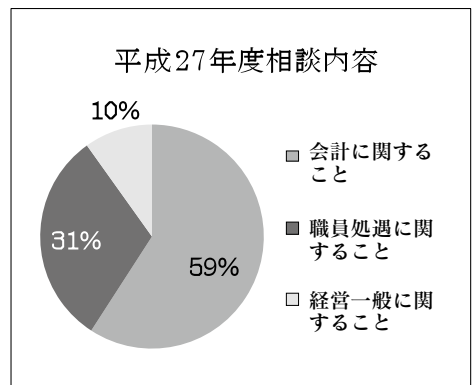


専門相談員による相談日については各月下旬、次月の専門相談日と相談員名を秋田県社会福祉協議会ホームページ《ニュース・トピックス欄》に掲載しています。  
(秋田県社会福祉協議会で検索ください)

※専門相談は事前予約制となります。相談内容を文書（FAX）で頂き内容を確認後、ご連絡いたします。

指定の日時に秋田県社会福祉協議会相談室（秋田県社会福祉会館1階）へお越しください。

◎相談日に来所できない場合は、内容により経営指導センターで代行し専門相談員に相談、回答することもできます。



## その他の事業

秋田県社会福祉法人経営者協議会と共催で労務管理に関する事、会計に関する事、社会福祉法人制度改革に関する事等をテーマに、各種研修事業を行っています。

◆お問い合わせ◆

TEL (864) 2707  
FAX (864) 2840



## 社会福祉法人経営者協議会 北海道・東北ブロックセミナー ～秋田市で開催～

社会福祉法人の理事長で組織されている社会福祉法人経営者協議会のブロックセミナーが10月18日(火)～19日(水)、秋田市の秋田キャッスルホテルで開催されます。

セミナーでは今年3月に改正された社会福祉法の解説、特に「経営組織のガバナンス強化」「財務規律の強化」「社会福祉充実計画」(余裕財産の再投下計画)を中心に説明がなされる予定です。

また、特別講演では読売新聞特別編集委員であります秋田県三種町出身の橋本五郎氏から「どうなる日本の政治？」と題し、お話しいただくこととなっております。

今回のセミナーは国から示される省令や解説の明示直後と予想されることから多くの方々が参加されると思われれます。早めのお申込みをお願いいたします。

秋田県においては、社会福祉法人経営者協議会の非会員にもご案内申し上げておりますので、多くの方の参加をお待ちしております。

参加の問合せ 秋田県経営協

☎018(864)2707



**職場紹介**  
No.13

このコーナーでは、本会会員施設・市町村社協等の広報担当者による職場紹介をリレー形式でお届けします。

**「住民だれもが住みやすい町をめざして」**  
社会福祉法人  
大館市社会福祉協議会  
事務局次長 小野 浩

大館市は県の北部に位置し、青森県の県境に位置しており、平成の大合併で大館市社会福祉協議会は平成17年度に1市(旧大館市)2町(旧比内町、旧田代町)と合併し、地域福祉活動並びに介護保険事業を社協運営の両輪として、「健全な事業活動を通じて、関係機関・団体等と連携し、市民誰もが安心して生活できる福祉の町づくりの推進に努めます」を基本理念とし活動を展開しています。

大館市の平成28年7月1日現在の人口は75,044人、65歳以上の独り暮らし高齢者3,651世帯、高齢者世帯4,129世帯、高齢化率は36.12%ですが、数字だけでは見えない様々な生活課題が存在し、その課題を掘り起し解決の糸口を探すためには、多くの住民をはじめめぐる様々な関係機関との連携・協働が不可欠です。

当協議会には、町内会長が推薦し、協会会長が委嘱し福祉の推進役として町内の福祉課題を町内関係者に提言し、解決策を町内で考えることを旨とする福祉員制度があります。平成24年度から実施した、緊急時の連絡先等を記入したふれあいカードを中に入れ、冷蔵庫に保管する

緊急時医療情報キットを利用者宅へ配布することを契機に、見守り活動等を実施するなどの町内が確実に増えています。

平成30年度から開始される新総合事業は、地域の福祉課題(ごみ出し、話し相手、掃除の手伝い、買い物の援助等)を当該町内(或いは複数町内の協働)の問題として、地域住民が手助けできることを自ら考え、解決できる方向へ持つて行くことが重要になります。そのためには町内の住民が自由に援助の声を上げることができると準備が必要であり、福祉員からの課題提示や町内関係者との課題の共有が大切になります。

また、平成7年度から続いている、除雪ボランティアハチ公スノーレンジャーは市内全域をカバーしており、平成27年度の登録ボランティア数は48団体、1,683名にのぼっています。さらに、市民が少しでも「福祉・ボランティア」に関心が持てるよう、市民同士の交流のきっかけ作りの場として、大館ボランティアフェアフェスティバルを開催しています。これらの事業は市民に福祉を身近な存在として考える機会になります。今後も大館市社協は地域福祉の充実を目的に、市民誰もが安心して生活できる豊かな福祉の町づくりに向けた事業を展開していきたく考えます。



除雪ボランティア「ハチ公スノーレンジャー」の活動

**介護の仕事にチャレンジ!**  
介護の職場体験参加者募集

本会では、今年度、秋田県受託事業として、高校生や大学生、一般の方など、介護の仕事・職場に関心のある方を対象に「介護の職場体験事業」を実施しています。

地域を支えるやりがいのある仕事として注目の介護の仕事を体験してみませんか？

【体験後の感想から】  
◇介護の仕事は、想像していたよりもずっと大変でした。しかし、大きな達成感を得られる、やりがいのある仕事だと思いました。(高校生)

◇利用者の方も職員の方もとても親切で、三日間頑張れました。職場体験ができて良かったです。(一般)

**申し込み・問い合わせ**  
秋田県社会福祉協議会  
秋田県福祉保健人材・研修センター  
TEL 018-864-2880

未来への道がそこにある!  
**介護の職場体験**

**参加無料**  
※応募・参加費はかかりません。

- 介護サービス利用者に対する介助等の補助
- 介護サービス利用者との交流
- 介護保険施設等のイベント補助
- 掃除・洗濯等の日常業務の補助 など

平成28年6月～12月実施

対象 高校生や大学生、一般の方など、介護の仕事・職場に関心のある方

資格・経験が無くてもOK!

職場体験受入施設として登録されている秋田県内の介護施設・事業所での体験となります。  
■原則連続3日以内(1日あたり6時間)

募集の申込書に記入の上、下記あてに郵送・FAXでお申し込みください。

はじめの一步  
大きな一步

問い合わせ・申し込み  
社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会  
(秋田県福祉保健人材・研修センター)  
〒010-0022 秋田県北東町1番5号 秋田県社会福祉会館内 TEL.018-864-2880 FAX.018-864-2877  
秋田県社会福祉協議会 http://www.akitakenshokyo.or.jp/ 秋田県介護福祉協議会Webサイト http://kaigo.akitakenshokyo.or.jp/

皆様の善意

〔平成28年4月～7月末日現在〕

◎一般金銭預託◎  
秋田菱友会 様

100,000円

株式会社高桑書店

163,278円

◎善意銀行金銭預託◎  
秋田県大衆音楽協会 様

10,000円

◎物品預託◎  
株式会社ガイア 様

自走式車椅子 2台

↓秋田県社会福祉会館へ  
大相撲秋田場所実行委員会 様

大相撲秋田場所招待券 600枚

↓秋田県内の福祉施設へ

～大相撲秋田場所招待券贈呈式～



写真左から  
株式会社秋田魁新報社  
常務取締役 船木保美様  
秋田県社会福祉協議会  
会長 佐藤博身



秋田菱友会様



株式会社ガイア様

善意の配分状況

皆様から寄せられた預託金等を次のように配分させていただきました。

- ◎各種大会等への助成◎
- ・第50回全国ろうあ者体育大会へ

災害遺児愛護基金事業関係

◎災害遺児愛護基金事業金銭預託◎

・秋田県自動車販売店協会 様

34,000円

・デイリーヤマザキ湯沢関口店  
お客様一同 様

5,933円

・秋田市佛教会 様

41,500円

・第三十一回  
福祉チャリティゴルフ参加者 様

221,209円

県民の皆様、各企業・各種団体様からの社会福祉へのご寄附をお待ちしております。

◎使途・希望について◎

主に地域における社会福祉活動やボランティア団体活動の推進など地域福祉推進全般において活用する「一般寄附」と、寄附者が使途を特定する「指定寄附」があります。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ先

秋田県社会福祉協議会 総務企画部  
秋田市旭北栄町1-5

TEL 018-864-2711

がんをきむ  
病気やケガの備えに

ちゃんと応える  
医療保険  
EVER

■通院ありプラン  
入院前後の通院も保障!

●契約年齢●  
0歳～  
満85歳  
まで

心配な「がん」の備えに

新 生きるためのがん保険 Days

◎商品およびサービスの詳細は「契約概要」等をご覧ください。

■募集代理店(アフラックは代理店制度を採用しております)

**ナカイ株式会社 秋田支店**

☎0120-712-816 FAX 018-866-1762

〒010-0914 秋田市保戸野千代田町6-8 千代田ビル1F

(引受保険会社)

「生きる」を創る。 **Aflac** (アメリカンファミリー生命保険会社)

秋田支社  
〒010-0923 秋田市旭北錦町5-50  
シティビル秋田3F  
Tel.018-863-9723 Fax.018-863-9448

AF広宣課-2015-0017-1605005 4月9日

平成28年度

# 全国200万人加入!! 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償 ボランティア活動保険



## 対象となるボランティア活動

- ◆グループの会則に則り企画、立案された活動であること  
(グループが社会福祉協議会に登録されていることが必要です。)
  - ◆社会福祉協議会に届け出た活動であること
  - ◆社会福祉協議会に委嘱された活動であること
- ※活動のための学習会または会議などを含みます。  
※自宅などとボランティア活動を行う場所との通常の経路による往復途上を含みます。(自宅以外から出発する場合は、その場所と活動場所への往復途上となります。)

## 保険金をお支払いする主な場合

- 清掃ボランティア活動中、転んでケガをして通院した。(ケガの補償)
- 活動に向かう途中、交通事故にあって亡くなった。(ケガの補償)
- 活動中、食べた弁当でボランティア自身が食中毒になって入院した。(ケガの補償)
- 家事援助ボランティア活動で清掃中、誤って花瓶を落としてこわした。(賠償責任の補償)
- 自転車でボランティア活動に向かう途中、誤って他人にケガをさせた。(賠償責任の補償)

## 補償金額(保険金額)・年間保険料(1名あたり)

		Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金	1,200万円	1,800万円	
	後遺障害保険金	1,200万円 (限度額)	1,800万円 (限度額)	
	入院保険金日額	6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術	65,000円	100,000円
		外来の手術	32,500円	50,000円
	通院保険金日額	4,000円	6,000円	
	特定感染症の補償	上記後遺障害、入院、通院の各補償金額(保険金額)に同じ		
賠償責任の補償	葬祭費用保険金 (特定感染症)	300万円 (限度額)		
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円 (限度額)		
年間保険料	基本タイプ	300円	450円	
	天災タイプ(※) (基本タイプ+地震・噴火・津波)	430円	650円	

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償します(天災危険担保特約条項)が、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

## ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

- 行事参加者(主催者(個人)を含みます。)全員のケガを補償(往復途上も含みます。)
- 行事主催者の損害賠償責任も補償

## 送迎サービス補償 (傷害保険)

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

- 送迎・移送サービス利用者を特定したAプラン
- 送迎・移送サービスのための自動車を特定したBプラン

## 福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

- 在宅福祉サービス (公的介護保険対象外 サービスを含みます。)
- 障害福祉サービス
- 児童福祉サービス
- 障害者地域生活支援事業
- 地域福祉サービス
- 介護保険サービス など

● お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事  
保険会社〉 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第三課  
TEL: 03(3593)6824  
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763  
営業時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

# シリーズ こだわりの品

～本会会員である障害者施設等の製品や販売活動をシリーズでご紹介～

今回は、プロご用達のペンキ缶などの製作に取り組んでいる横手市の障害者支援施設「ユー・ホップハウス」をご紹介します。

現在、事業所では受託作業が主で



(上) 切り口の処理中。  
(下) 完成したペンキ缶。  
あえてプリントを残したのも。

今回ご紹介するのは「リサイクルペンキ缶」です。  
一見、可愛らしい雑貨のようですが、こちらは塗装業者から注文が入るプロご用達の商品です。  
材料は、施設や給食センター等で排出される業務用缶詰の空き缶。一つひとつ丁寧に洗い、叩いて切り口の処理を行います。缶表面のシールを剥がし、磨いて、持ち手をつけて完成。しかし、美しいシルバー一色に仕上げるには時間をかけて磨くため、根気と集中力が必要です。

「横手市障害者支援施設ユー・ホップハウス」(奥山幸彦施設長)は、平成9年に通所授産施設として、横手市平鹿広域市町村圏組合が開設しました。現在は横手市が生活介護支援事業(定員14名)、就労継続支援B型(定員30名)、就労移行支援事業(定員6名)を運営しています。

生活介護利用者もB型利用者も同じ建物で共に作業を行います。

◇  
◇  
◇



(上) 缶表面を磨く作業。  
(下) 危険な作業は職員が行います。

外部の方から「オシャレ」と言われることが増え、植木鉢にしたり、小物入れにしたり他の用途でも活用できるのではと、あらゆる可能性を探っています。  
ですが、取引のある塗装業者からは一度に百個単位でペンキ缶の注文があります。在庫を切らさないよう、忙しい受託作業の合間を縫ってペンキ缶の製作を行っています。

## 製品に関するお問い合わせ

横手市障害者支援施設  
「ユー・ホップハウス」

秋田県横手市大雄字八柏谷地 66 番地

TEL/FAX

0182-52-3950

E-mail

yuhopp-house@city.yokote.lg.jp



(上) ペンキ缶作業場。  
(下) 地域のイベント用に製作したストラップなど。

奥山施設長やサービス管理責任者の赤川曜子さんは、利用者が事業所に通うのを楽しみにしている様子を喜ばしく思うと同時に、社会に羽ばたいていける支援をしたいと思います。